



シンガポールにおける決済サービス法に関するアップデート

2020年1月

One Asia Lawyers シンガポール事務所

■シンガポール決済サービス法のライセンス申請の受付が1月28日に開始

1 決済サービスの規制枠組みの刷新

2018年12月号の弊所ニューズレターでも法案の内容を解説しましたが、シンガポールでは、2019年1月に新たな決済サービス法（Payment Service Act）が成立し、シンガポールにおいて仮想通貨関連サービスを提供する企業のみならず、決済に関するサービスを提供する企業全般について、ライセンスの取得が義務付けられました。



そして、かかるライセンスの申請が、2020年1月28日に開始されることがシンガポール金融庁（MAS）からアナウンスされ、同時に、申請に関するガイドラインも公表されました。

2 新ライセンスの種類

この新法では、

- (1) 両替サービス（money-changing service）
- (2) 決済口座発行サービス（account issuance service）、
- (3) 国内送金（domestic money transfer service）、
- (4) 海外送金サービス（cross border money transfer service）、
- (5) アクワイアリング（加盟店獲得）サービス（merchant acquisition service）、
- (6) 電子マネー発行サービス（e-money issuance）、
- (7) デジタル決済トークンサービス（digital payment token service）

の7つの事業に対してライセンスの取得を義務付けています（同法6条4項）。

このうち、(1)両替サービスの実施には、両替サービスライセンス（money-changing licence）の取得が要求されます（同2項）。



そして、上記(2)~(7)のサービスの実施については、標準決済機関ライセンス (standard payment institution licence) 又は、大規模決済機関ライセンス (major payment institution licence) の取得が義務付けられます (同 4 項)。

このうち、(2)の決済口座発行サービスを電子的に提供する場合及び、(6)の電子マネー発行サービスの提供については、シンガポール居住者に対して発行した電子マネーの金額、又は、その保管額が1日当たり平均500万SGD (約4億円) を超える場合には、大規模決済機関ライセンスが、それ以下の場合には、標準決済機関ライセンスが必要になります (同 5 項)。

そして、(2)~(7)のうち上記を除くサービス提供については、月間の平均取引高が300万SGD (約2億4000万円) を超える場合には、大規模決済機関ライセンスが、それ以下の場合には、標準決済機関ライセンスが必要になります (同 5 項)。

これらの規制に反して無許可で事業を行った場合には、3年以下の懲役又は12万5000SGD以下の罰金が科される可能性があります。

3 ライセンス申請の要件

① 申請開始時期

シンガポール金融庁 (以下「MAS」) からは、2020年1月28日にライセンスの取得申請の受付を開始する旨がアナウンスされました。

② 申請方法

今後 MAS のホームページ (<http://www.mas.gov.sg>) で公開される所定のフォームの最新版に必要な情報を英語で記入して、オンライン上で申請します。

③ 申請費用 (対 MAS)

- ・主要決済機関ライセンス ; 1,500SGD
- ・標準決済機関ライセンス ; 1,000SGD

4 ライセンス取得の要件

① 2種類の決済機関ライセンスの取得に共通して必要な条件

- (1) 法人であること
- (2) シンガポール国内に永続的な事業所または登録オフィスがあること



- (3) シンガポール国籍保有者か同永住者の取締役が1人以上在籍していること
- (4) 外国法人やその子会社が本事業を実施する場合、EP保有者が取締役に1人以上在籍していること

② 人的要件

上記(3)、(4)の取締役の他、CEO、CFO、財務部長、これに類する役職員、5%以上の議決権を有する株主は、SPAライセンスを付与するにふさわしい人物である必要があります。具体的には、誠実性、社会的評価、財務的健全性が良好である（例えば、犯罪歴、破産歴がない）必要がある他、本事業に関する規制を十分に理解していること、本事業に関する実績または専門性（基準としてはCMS免許や金融アドバイザー免許程度）を有していること、十分な職務能力があること等が求められます（関係者基準ガイドライン）。

③ 財務的条件

- ・標準決済機関ライセンス；資本金 10 万 SGD 以上
- ・主要決済機関ライセンス；資本金 25 万 SGD 以上

5 ライセンス維持の要件

① 財務的条件

- ・標準決済機関ライセンス；5,000SGD
- ・主要決済機関ライセンス；10,000SGD

② 年間ライセンス料（対 MAS）

- ・標準決済機関ライセンス；常に資本金 10 万 SGD 以上
- ・主要決済機関ライセンス；常に資本金 25 万 SGD 以上

③ 事業の開始・継続

ライセンス取得後、6か月以内に本事業を開始しなければライセンスは取り消されます。

また、本事業を一旦停止した後に6か月以上事業を再開しない場合もライセンスは取り消されます。

④ 監査報告書の提出

毎会計年度の終了後6か月以内に所定のフォームによって、監査報告書をMASに提出しなければなりません。資本金が50%以上減少した場合や下記5.(2)の金融機関に



よる保証額が不足した場合には監査が通らず、ライセンスが取り消される可能性があります。

⑤ 主要決済機関ライセンスのみに課される加重要件

(1) 消費者保護のための MAS への預託金

- ・ 月間の平均取引高が 600 万 SGD 以上の場合；20 万 SGD
- ・ 月間の平均取引高が 600 万 SGD を超えない場合；10 万 SGD

(2) 金融機関の保証

顧客から預かった金銭（Digital Payment Token は除く）については、その同額を、預かった翌日までに、保護機関（MAS がライセンスしているシンガポール国内の金融機関）の引受、保証、または信託する方法（ただし分別管理の必要あり）で保護しなければなりません。その上で、顧客にはその旨を通知し、当該保証等に関する資料を 5 年間保存しなければなりません。

6 ライセンスの取得までの猶予期間

仮想通貨関連サービスについては 2020 年 7 月 27 日まで、その他の決済サービスについては 2021 年 1 月 27 日まで、ライセンスの取得が猶予されます。ただし、2020 年 1 月 28 日の時点で決済サービスを提供している場合には、所定のフォームで MAS に猶予申請の通知を送る必要がある点にご留意ください。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

kazutaka.mori@oneasia.legal



ONE ASIA LAWYERS
